

これまでの取組み状況・線引き見直しに向けた現状と課題

目次

- これまでの取組み状況
 - ・ 線引き見直しと「かながわ都市マスタープラン」の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 線引き見直しに向けた現状と課題
 - 1. 人口・世帯・・ 3
 - 2. 産業・・ 5
 - 3. 土地利用・・ 7
 - 4. 交通・・ 10
 - 5. 災害・・ 12
 - 6. 県と市町の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

令和3年6月16日

これまでの取組み状況

線引き見直しと「かながわ都市マスタープラン」の経緯

○ 昭和45年・・・当初線引き

本県では昭和45年から概ね5年ごとに線引きの見直しを行い、急増する人口を適切に市街地に誘導してきた。

～時代背景～

昭和35年当時は横浜川崎の市街地も内陸部には及んでおらず、県央の諸都市は市街地の規模も小さく、田園地帯に点在している状態であった。

しかし、高度経済成長により、人口は激増の一途をたどり、住宅不足の慢性化、道路の未整備、上下水道の不足など、公共投資が人口増加に追いつかないという事態が発生した。既成市街地の外延的拡大ばかりでなく、鉄道新線（田園都市線、根岸線）の沿線では大規模な宅地開発が実施され、丘陵部の農地山林が宅地に変わった。また、工業の伸びもめざましく、臨海工業地帯の工業用地の埋め立てのみならず、県内内陸部への工業立地も進み、市街化が激しく進んだ。

図1 神奈川県都市計画区域



- 昭和52、54年・・・第1回線引き見直し
- 昭和59年・・・第2回線引き見直し

○ 昭和61年・・・かながわ都市マスタープランの策定

～策定の背景～

- ① 高度成長期の急激な人口流入などにより既成市街地の過密化、市街地整備の立ち遅れ、交通混雑等の課題解決のため、都市整備に関する総合指針が求められた。
 - ② 市街地が連担している神奈川県では、人口、産業等の計画的な制御や誘導等の広域的な課題に対応するための仕組みが求められた。
- ➡ 県土・都市像を都市づくりの分野から描き、その実現に向けて広域的な都市づくりの基本方向を示した「かながわ都市マスタープラン」を策定し、県として市町を超えた広域的な観点からのまちづくりに取り組むこととした。

- 平成2、4年・・・第3回線引き見直し
- 平成3年・・・かながわ都市マスタープラン改定
- 平成9年・・・第4回線引き見直し/かながわ都市マスタープラン改定
- 平成13、15年・・・第5回線引き見直し
- 平成17年・・・かながわ都市マスタープラン改訂
- 平成19年・・・かながわ都市マスタープラン改定
- 平成21～22年・・・第6回線引き見直し
- 平成22年・・・「かながわ都市マスタープラン・地域別計画」改定

- 平成25年・・・第7回線引き見直しに向けた検討会からの提言
- 平成25年・・・「かながわ都市マスタープラン（津波対策編）」一部改訂
- 平成28年・・・第7回線引き見直し（権限移譲により政令市を除く）

<第7回線引き見直しの特徴>

- ・ 将来の人口減少に対応した集約型都市構造化への備え
 県の人口推計では、少子化の進行などにより2018（平成30）年をピークに人口減少に転じることが予測されていることから、将来における集約型都市構造化に備えた持続可能な都市づくりを推進することとし、集約すべき拠点を都市計画区域マスタープランに明示した。
- ・ 都市計画区域マスタープランの広域化
 市町への都市計画決定権限の移譲が進められる一方、より広域的な課題への対応が県に求められていることから、都市計画区域を超えた広域的な課題やその方向性を都市計画区域マスタープランに記載した。
- ・ かながわ都市マスタープラン（津波対策編）の策定を受けた津波防災への対応
 東日本大震災における津波災害を契機として、平成25年3月に策定した「かながわ都市マスタープラン（津波対策編）」を踏まえ、都市計画区域マスタープランに津波災害への備えを明示した。
- ・ インターチェンジ周辺の幹線道路沿道等における産業系市街地整備の促進
 さがみ縦貫道路の全線開通や、同沿線地域等を対象としたさがみロボット産業特区の認定など、企業立地のニーズが高まることから、インターチェンジ周辺の幹線道路沿道等に新たに必要産業用地を確保していくこととした。

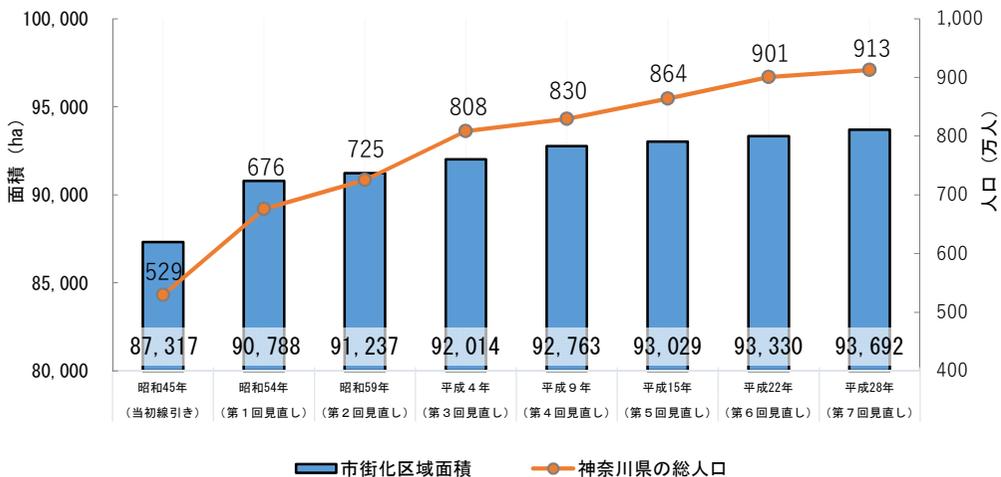
これまでの取組み状況

<本県における線引き制度の効果>

線引き制度導入後、本県の総人口は約72%増加したことに對し、市街化区域面積は約7%の拡大にとどまっている。

右肩上がりの人口増加のもとで、無秩序な市街化の防止と計画的な市街地形成、公共投資の効率化を図ってきており、持続可能な魅力ある都市づくりに一定の効果を上げてきた。

図2 県総人口と市街化区域面積の推移



神奈川県人口と世帯(県統計センター)をもとに都市計画課作成

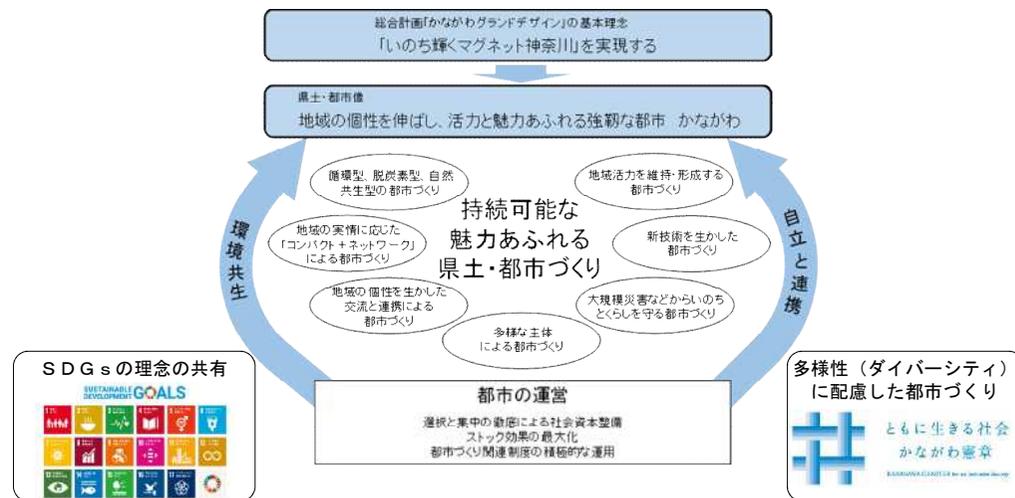
- 平成29年・・・第7回線引き見直し(川崎市、相模原市)
- 平成30年・・・第7回線引き見直し(横浜市)

○ 第7回線引き見直し以降の主な取組状況

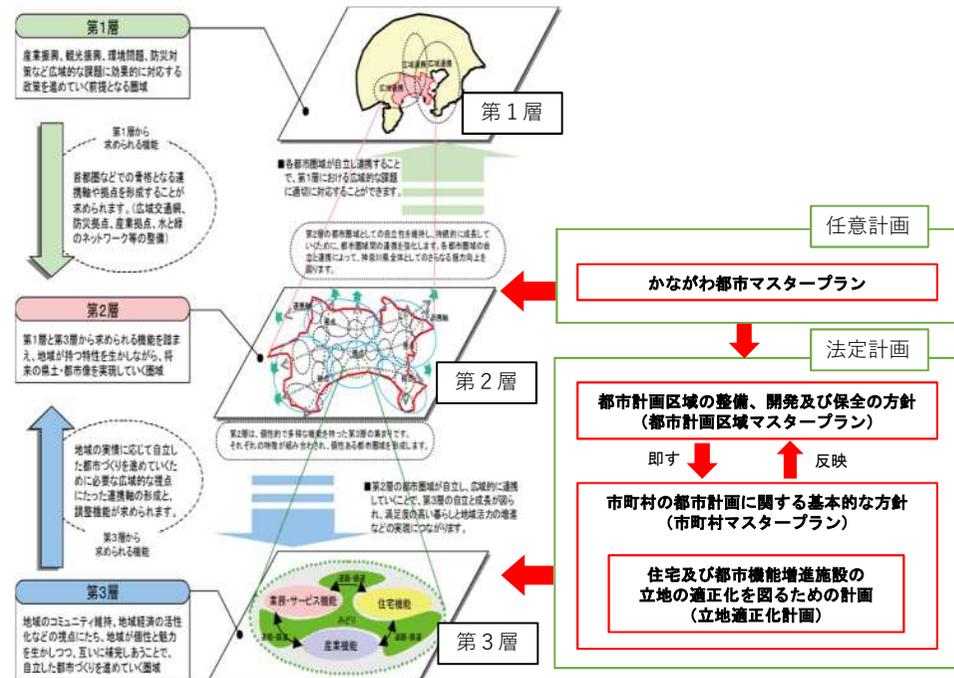
- 市街化区域編入へ向けた動き
 - 第7回線引き見直しでは、20地区(約403ha)の保留区域を設定(特定:1地区、一般:19地区)(住居系:5地区、工業系:14地区、住工複合系:1地区)
 - ⇒ これまでに4地区(100.6ha)を市街化区域に編入(小田原市、厚木市、伊勢原市、寒川町の各1地区)
 - ⇒ 1地区(綾瀬市)が法定手続中

○ 令和3年3月・・・かながわ都市マスタープランの改定

将来(2040年代前半)を展望した県土・都市像を『地域の個性を伸ばし、活力と魅力あふれる強靱な都市 かながわ』とし、県民一人ひとりが生き生きとくらすことのできる活動の場にふさわしい価値・持続性を高めた魅力あふれる機能と空間を備える県土・都市づくりをめざす。県土・都市像の実現に当たっては、「環境共生」と「自立と連携」の2つの県土・都市づくりの方向性を定め、県民・市町村との協働のもとに、総合的かつ計画的な都市づくりを展開する。



「かながわ都市マスタープラン」の位置付け



II 線引き見直しに向けた現状と課題

1. 人口・世帯 (1)

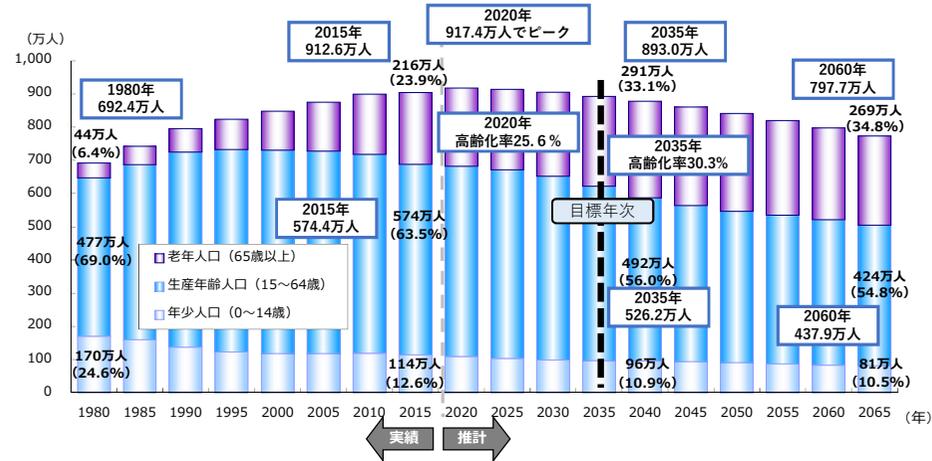
【現状】

- 県の総人口は、2020年にピーク (917.4万人) を迎え、その後、2035年には893.0万人、2060年には797.7万人となり減少していく。(図1-1)
- 生産年齢人口については、2015年574.4万人から、2035年526.2万人、2060年437.9万人と減少していく。(図1-1)
- 高齢化率について、県全体では2020年25.6%であり、2035年には30.3%に上昇していく。(図1-1)
- 地域別の将来人口について、川崎・横浜地域圏は2028年、県央地域圏は2019年、湘南地域圏は2020年に人口ピークを迎え減少し、三浦半島地域圏と県西地域圏は引き続き人口減少が見込まれる。(図1-2 図1-3)
- 圏域別の高齢化率 (2015年→2040年) については、三浦半島地域圏、県西地域圏で、40%を超える地域が多い。(図1-4)
- 世帯数は2030年頃にピークを迎え、その後、減少していくことが見込まれる。(図1-5)

【課題】

- 高齢化・人口減少の進行や人口の地域的な偏在の拡大が懸念される中における地域活力の維持・形成

図1-1 年齢3区分別の人口推計 (中位推計)



※2015年までの実績値は国勢調査結果。
※年齢3区分別の割合は、年齢不詳を除いて算出。

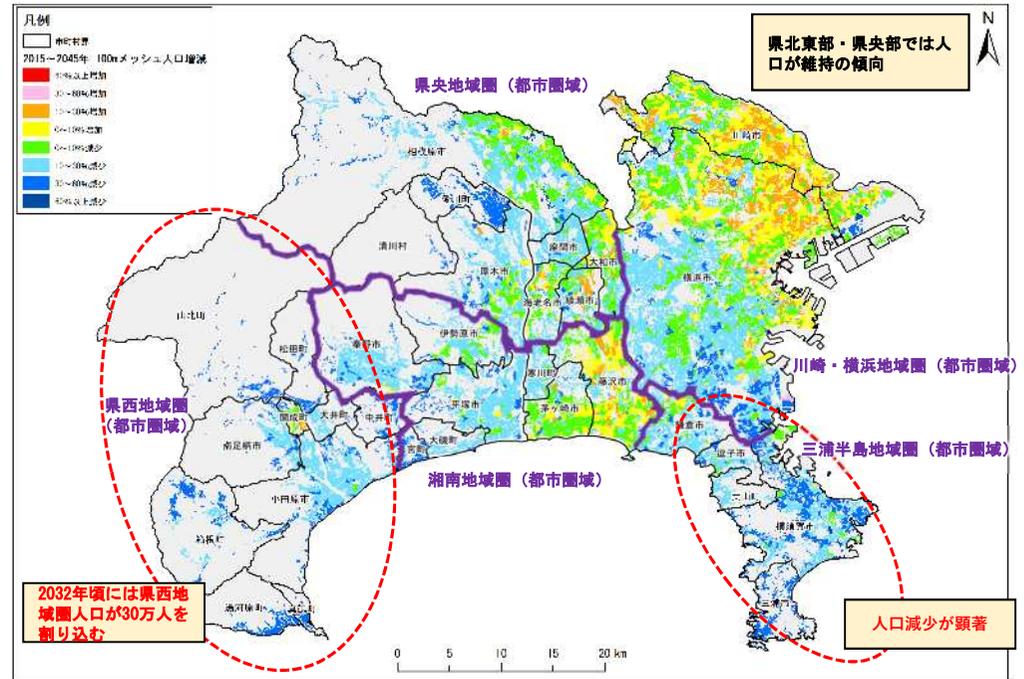
出典: 県政策局神奈川県将来人口推計・将来世帯推計

人口集中地区 (DID) 人口密度 単位: 人/ha

	神奈川県	川崎・横浜 都市圏域	三浦半島 都市圏域	県央 都市圏域	湘南 都市圏域	県西 都市圏域
平成27年	91.2	105.5	67.3	85.5	77.9	53.9

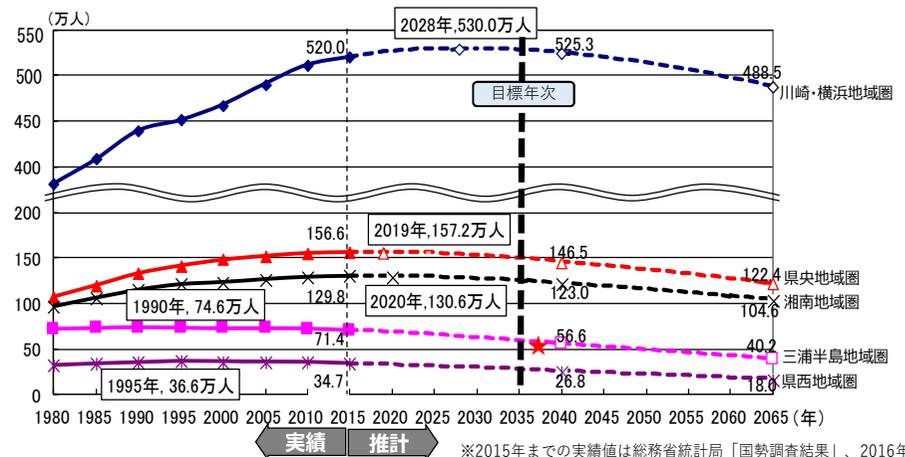
出典: 都市計画基礎調査

図1-2 人口増減率 (2015年→2045年)



出典: 都市計画基礎調査

図1-3 地域政策圏別の人口推計 (中位推計)



※2015年までの実績値は総務省統計局「国勢調査結果」、2016年以降は推計値。

※ [] は、各地域圏の人口の最大値。(県政策局作成)

出典: 県政策局神奈川県将来人口推計・将来世帯推計

II 線引き見直しに向けた現状と課題

1. 人口・世帯（2）

図1-4 市町村別の高齢化率推移（2015年から2040年）

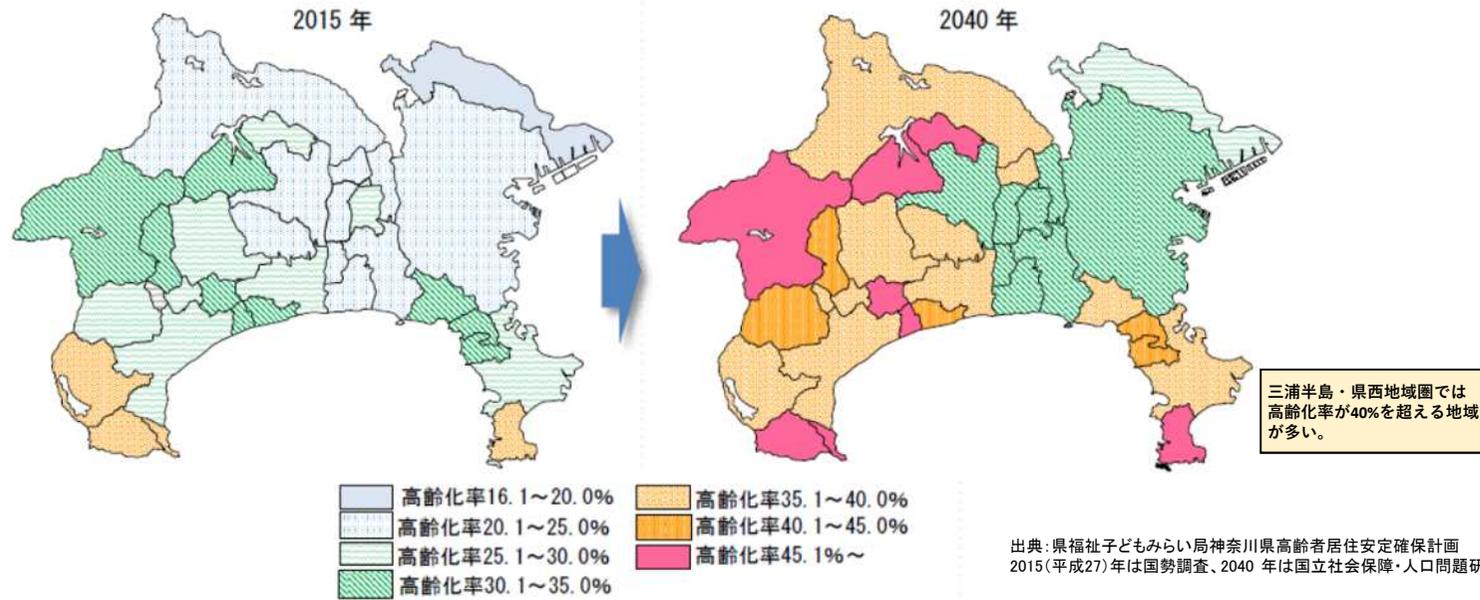
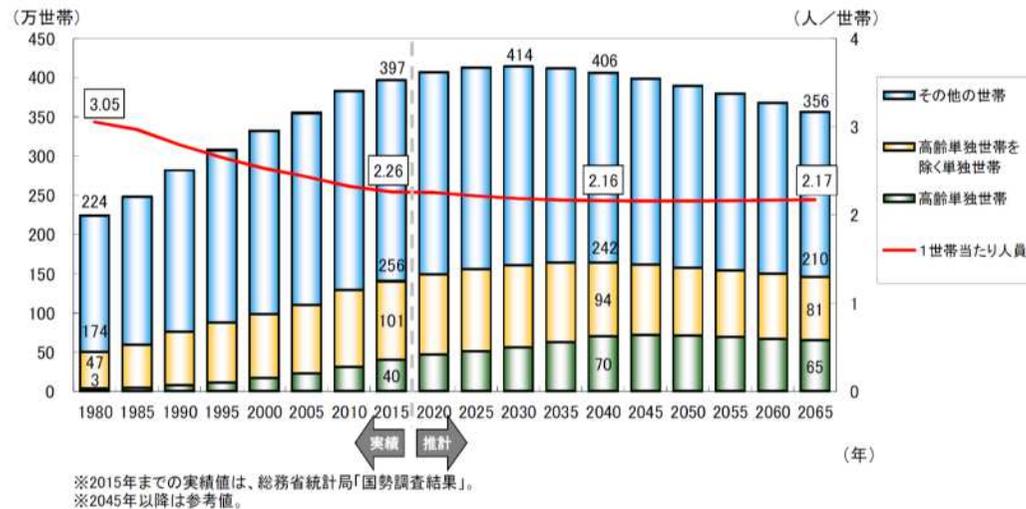


図1-5 世帯数の推計



出典：県政策局神奈川県将来人口推計・将来世帯推計

II 線引き見直しに向けた現状と課題

2. 産業 (1)

【現状】

- ・ 商業の状況について、年間商品販売額は、平成3年から緩やかな減少傾向も見られるが、概ね横ばいで推移している。事業所数の推移は平成3年から減少傾向にあるが、従業者数は細かな増減はあるものの概ね維持、微増傾向にある。(図2-1)
- ・ ぐらしに身近な商店街数の推移は減少傾向にあるが、一方で商業施設延床面積はどの圏域においても増加傾向にある。(図2-2、図2-3)
- ・ 工業の状況について、従業者数、製造品出荷額等、付加価値額は、平成21年の世界的な経済危機以降概ね横ばいであるが、事業所数は減少傾向である。(図2-4)
- ・ 工業系や業務系の施設延床面積は圏域によっては違いがみられ、川崎・横浜都市圏域及び県央都市圏域では減少傾向であり、湘南都市圏域は微増傾向にある。(図2-5、図2-6)
- ・ 高速道路等の周辺に「セレクト神奈川NEXT」を活用した事業施設が多数開設されている。(図2-7)

【課題】

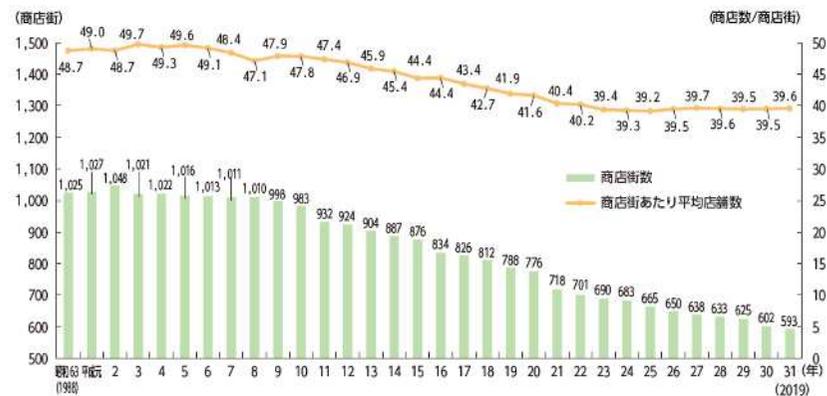
- ・ 地域の特性に応じた産業系の土地利用
- ・ 鉄道駅周辺などにおける拠点性の維持・向上と地域の特性に応じた商業系の土地利用

図2-1 神奈川県商業の推移



出典: 図説かながわのまち解体新書

図2-2 神奈川県商店街の推移



出典: 図説かながわのまち解体新書

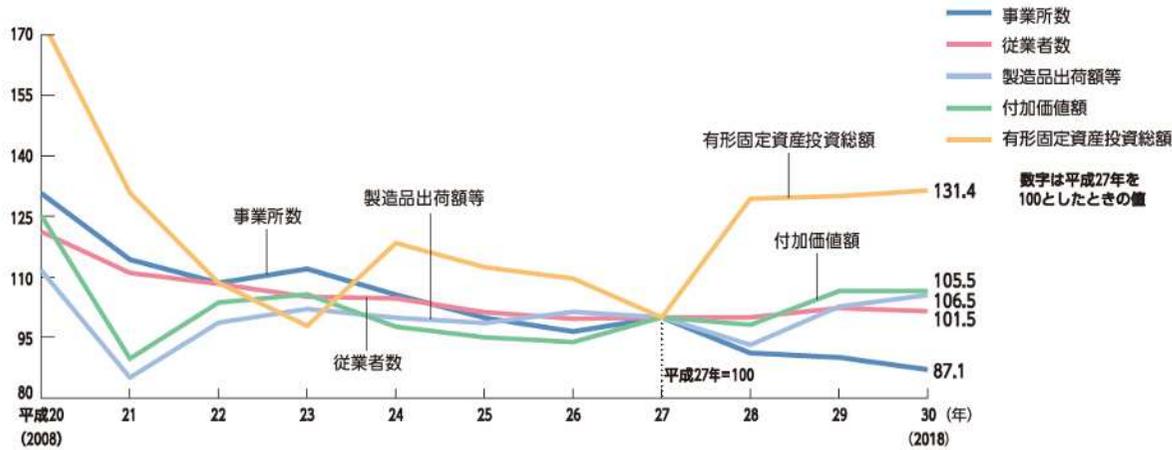
図2-3 商業施設延床面積推移 (圏域別)



出典: 都市計画基礎調査

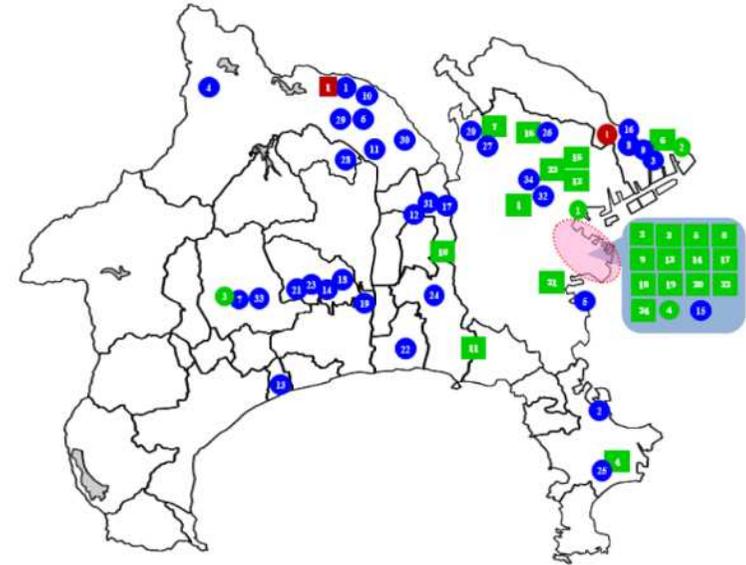
2. 産業 (2)

図 2-4 工業出荷額の推移 (圏域別)



出典: 図説かながわのまち解体新書

図 2-7 セレクト神奈川NEXT立地企業位置図 (令和元年11月~令和3年4月)



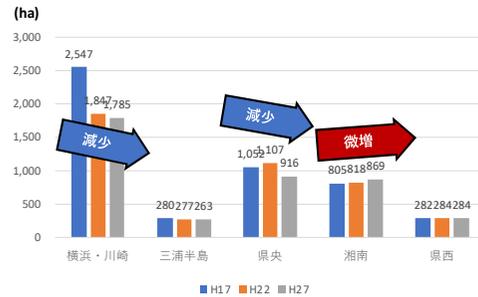
- 企業立地支援事業認定
- 企業誘致促進賃料補助金 (国内企業)
- 企業誘致促進賃料補助金 (外国企業)
- ワンストップサービス (国内企業)
- ワンストップサービス (外国企業)

セレクト神奈川NEXT立地企業の内訳
市町別・区分別一覧表 (令和元年11月~令和3年4月)

	研究所	本社・工場	ホテル	発電所	合計
横浜市	3	24	2		29
川崎市	2	5			7
相模原市	1	7			8
横須賀市	1	1	1		3
平塚市		1			1
藤沢市	1	1			2
茅ヶ崎市				1	1
秦野市		3			3
大和市		3			3
海老名市		1			1
伊勢原市	1	3			4
二宮町		1			1
愛川町		1			1
合計	9	51	3	1	64

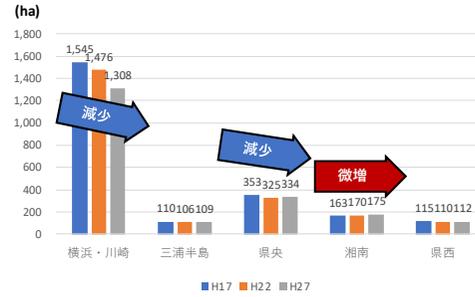
出典: 県企業誘致・国際ビジネス課セレクト神奈川NEXTをもとに都市計画課作成

図 2-5 工業延床面積推移 (圏域別)



出典: 都市計画基礎調査

図 2-6 業務施設延床面積推移 (圏域別)



出典: 都市計画基礎調査

II 線引き見直しに向けた現状と課題

3. 土地利用（1）

【現状】

- 県土の土地利用の割合は、7.9%が農地、39.0%が森林で、自然的土地利用が50.8%となっており、都市的土地利用が49.2%となっている。（図3-1）
- 住宅新規着工数を見ると、全体数としては、平成18年頃から多くの地域で減少しており、平成22年から概ね横ばいで推移している。圏域別でも全体数と同様に近年は概ね横ばいで推移している。（図3-2）
- 空き家数、空き家率共に年々上昇傾向が見られる。（図3-3）
- 全国平均（13.5%）と比べると本県の空き家率（11.2%）は比較的低いが、市町村別に見ると三浦半島都市圏域や県西都市圏域で空き家率が高い。（図3-4）
- 土地利用面積の推移は、住宅系は川崎・横浜都市圏域においてまだ上昇傾向にある。商業系は全圏域で横ばいである。工業系は減少傾向となっているが、運輸施設は川崎・横浜都市圏域及び県央都市圏域で増加となっている。（図3-5）
- 圏央道など高速道路ネットワークの整備が進む中で、高速道路周辺を中心に大規模な物流施設が多数開設されている。（図3-6）
- 平成27年度に閣議決定された国土形成計画、第4次社会資本整備重点計画では、「国土の適切な管理」「安全・安心で持続可能な国土」「人口減少・高齢化等に対応した持続可能な地域社会の形成」といった課題への対応の一つとして、グリーンインフラの取組を推進することが盛り込まれた。（図3-7）
- 県内の耕地面積は年々減少傾向で推移している。（図3-8）
- 県内の市街化区域内の生産緑地面積は緩やかな減少傾向で推移している。（図3-9）
- 農地転用面積は年々減少傾向ではあるが、目的別に見ると住宅用地への転用が多い。（図3-10）
- 県内の森林面積は、横ばい、またはゆるやかな減少傾向で推移している。（図3-11）

【課題】

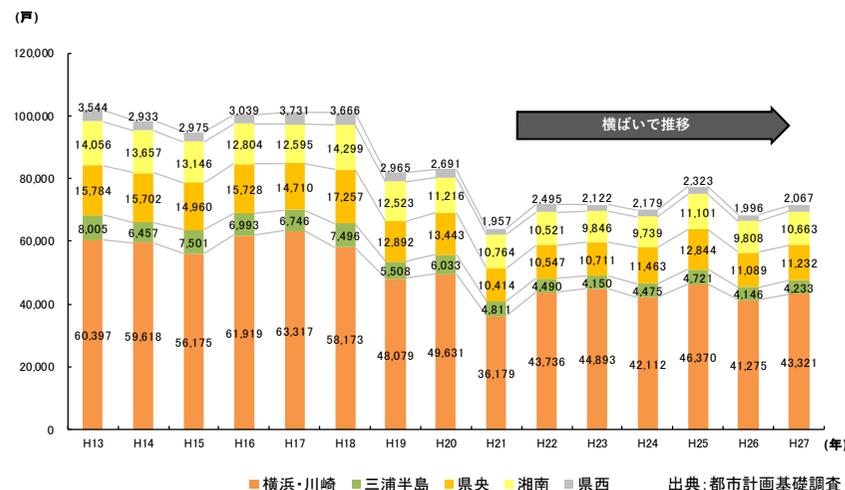
- 空き地・空き家の有効活用など都市のスポンジ化対策などによる既存市街地の再生
- 自動車専用道路のインターチェンジ周辺などにおける物流施設等の立地動向を踏まえた計画的な土地利用
- 森林などの自然環境や都市内の緑地が持つ防災・減災、地域振興、環境負荷の低減など多様な機能の活用

図3-1 県土の土地利用の割合



出典：図説かながわのまち解体新書

図3-2 住宅新規着工数の推移（圏域別）



出典：都市計画基礎調査

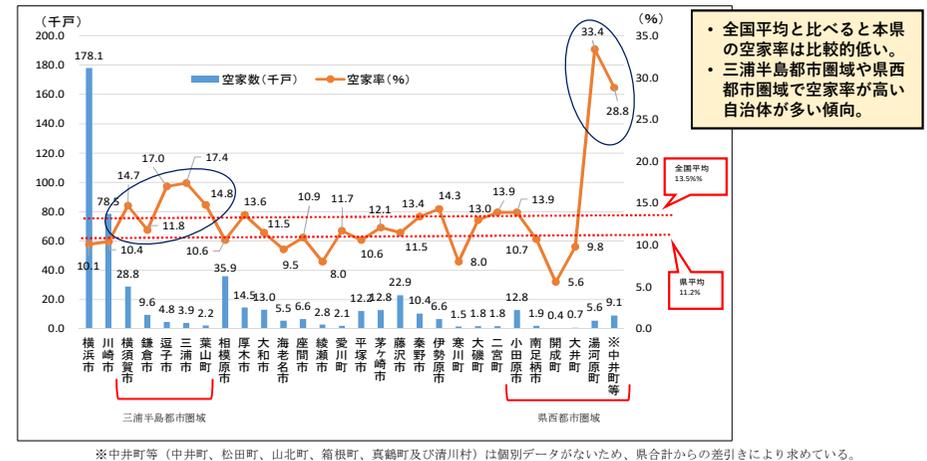
II 線引き見直しに向けた現状と課題

3. 土地利用 (2)

図3-3 空き家数と空き家率の推移



図3-4 市町村別の空き家数と空き家率 (2013年)



- ・ 全国平均と比べると本県の空き家率は比較的低い。
- ・ 三浦半島都市圏や県西都市圏で空き家率が高い自治体が多い傾向。

※中井町等(中井町、松田町、山北町、箱根町、真鶴町及び清川村)は個別データがないため、県合計からの差引きにより求めている。

出典：神奈川県政策課題に関するデータ集(H29.12)

図3-5 土地利用面積の推移(ha)

出典：図説かながわのまち解体新書

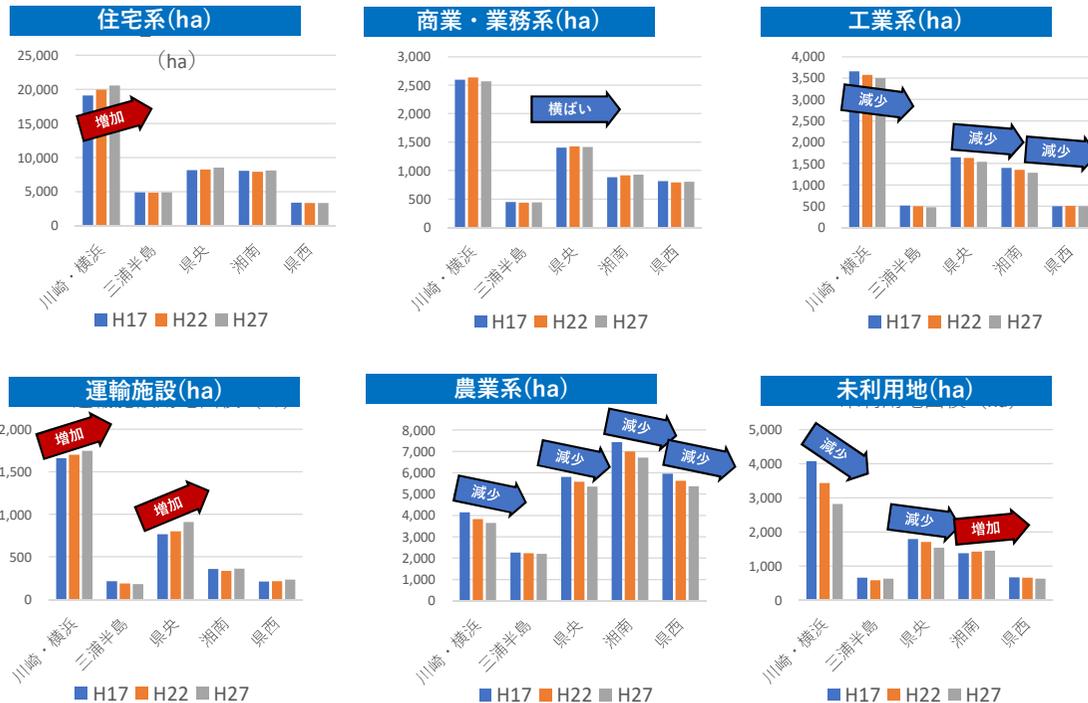
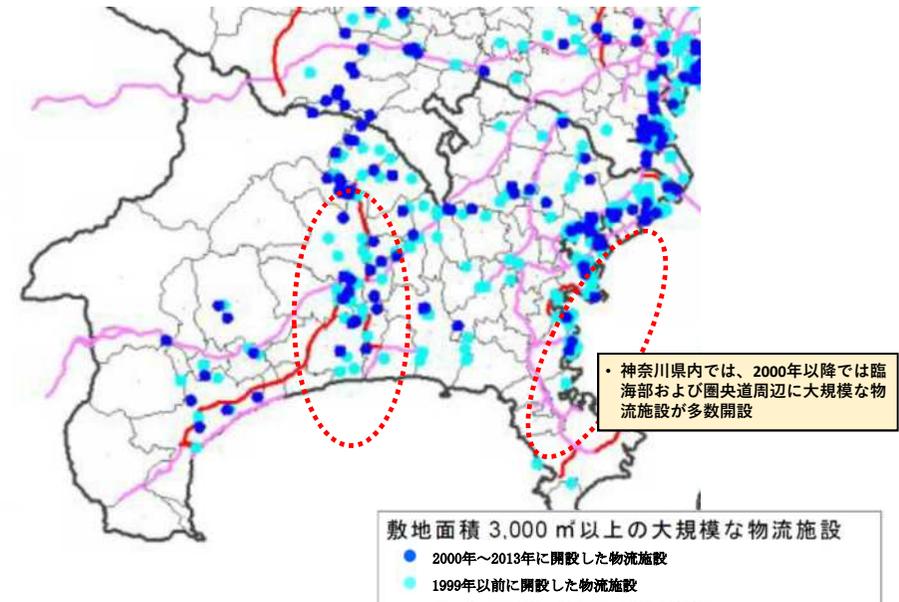


図3-6 物流施設用地等の状況 (2000年から2013年に開設した大規模物流施設)



- ・ 神奈川県内では、2000年以降では臨海部および圏央道周辺に大規模な物流施設が多数開設

敷地面積 3,000 m²以上の大規模な物流施設
 ● 2000年～2013年に開設した物流施設
 ● 1999年以前に開設した物流施設

出典：東京都市圏の望ましい物流の実現に向けて(東京都市圏交通計画協議会) H27.12

出典：都市計画基礎調査

3. 土地利用 (3)

図3-7 グリーンインフラの動向 (国土交通省)

「グリーンインフラ」とは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組。

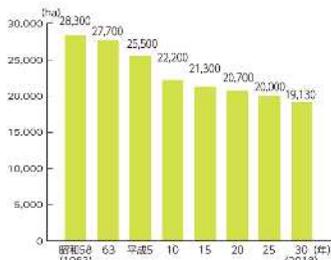


● 防災・減災や地域振興、生物生息空間の場の提供への貢献等、地域課題への対応

● 持続可能な社会、自然共生社会、国土の適切な管理、質の高いインフラ投資への貢献

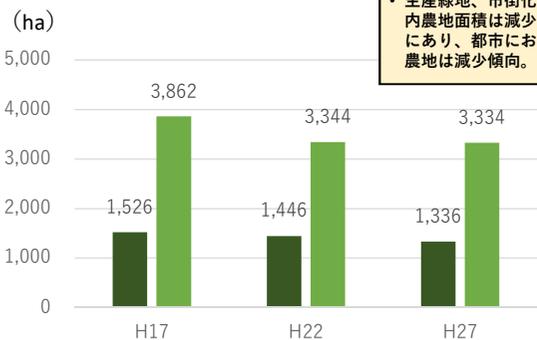
出典: 国土交通省HP

図3-8 県内の耕地面積の推移



出典: 図説かながわのまち解体新書

図3-9 生産緑地・市街化区域内農地の推移

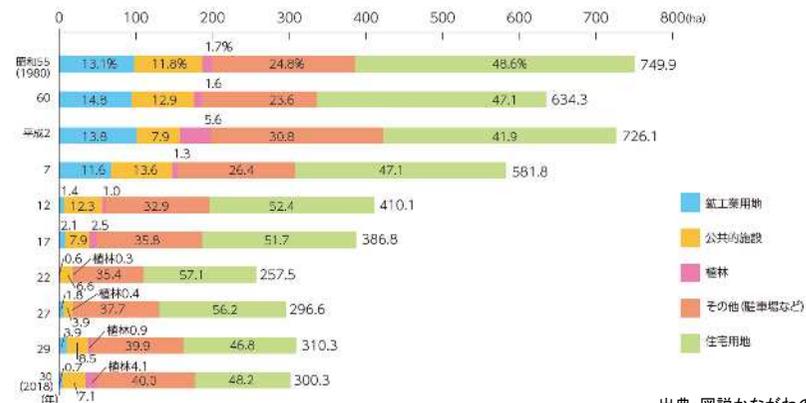


・生産緑地、市街化区域内農地面積は減少傾向にあり、都市における農地は減少傾向。

■ 生産緑地面積 ■ 市街化区域内農地面積

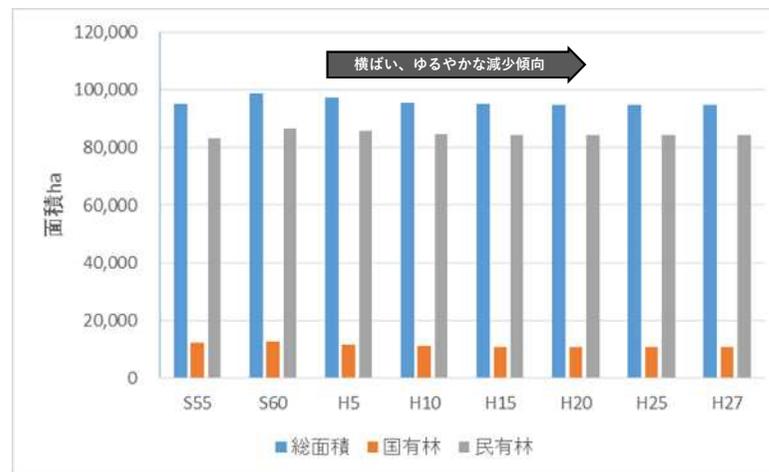
出典: 都市計画基礎調査

図3-10 目的別農地転用面積の推移



出典: 図説かながわのまち解体新書

図3-11 県内の森林面積の推移



出典: 森林資源の年次推移 (森林再生課HP) をもとに都市計画課作成

II 線引き見直しに向けた現状と課題

4. 交通(1)

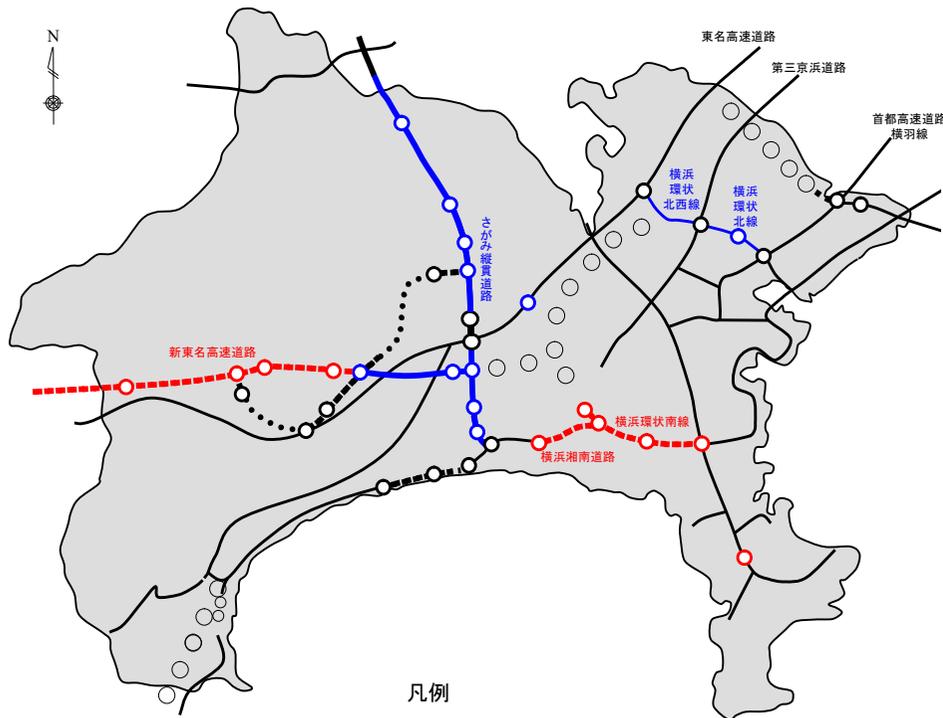
【現状】

- 自動車専用道路については、県の南北を貫くさがみ縦貫道路、東名高速道路・第三京浜道路・首都高速道路を結ぶ高速横浜環状北西線・北線などが開通しており、今後も新東名高速道路（伊勢原大山IC以西）や高速横浜環状南線、横浜湘南道路などの開通が予定されている。（図4-1）
- 自動車専用道路等の整備が進んだ将来、県内の市街地が概ねインターチェンジ等から5km圏内となる。（図4-2）
- 鉄道については、リニア中央新幹線や相鉄・東急直通線の工事が進められており、東海道新幹線新駅やJR東海道線村岡新駅（仮称）の検討が行われている。（図4-3）
- 平成30年に行われた東京都市圏パーソントリップ調査において、総移動回数（総トリップ数）が調査開始以来初めて減少し、前回平成20年から約13%減少するなどの結果が得られている。（図4-4）

【課題】

- 自動車専用道路の整備にあわせたインターチェンジ周辺における計画的な産業系の土地利用
- 鉄道駅周辺における利便性を生かした計画的な商業系・住居系の土地利用

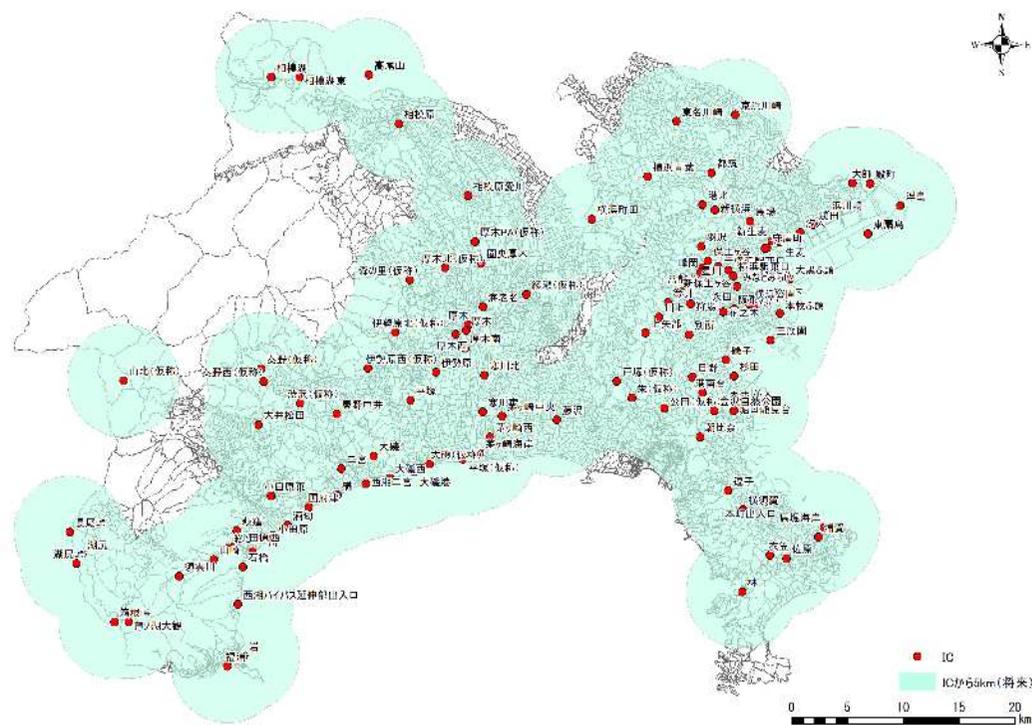
図4-1 県内の自動車専用道路網



凡例

- 既存路線
- 直近10年間で供用した路線・区間等
- 今後10年間で供用予定の路線・区間等
- 事業中路線・区間
- 未事業化路線・区間等
- 構想路線

図4-2 インターチェンジ等から5km圏内の状況(将来)



出典：神奈川県都市計画基礎調査解析報告書(H2.3)

4. 交通(2)

図4-3 県内の鉄道網

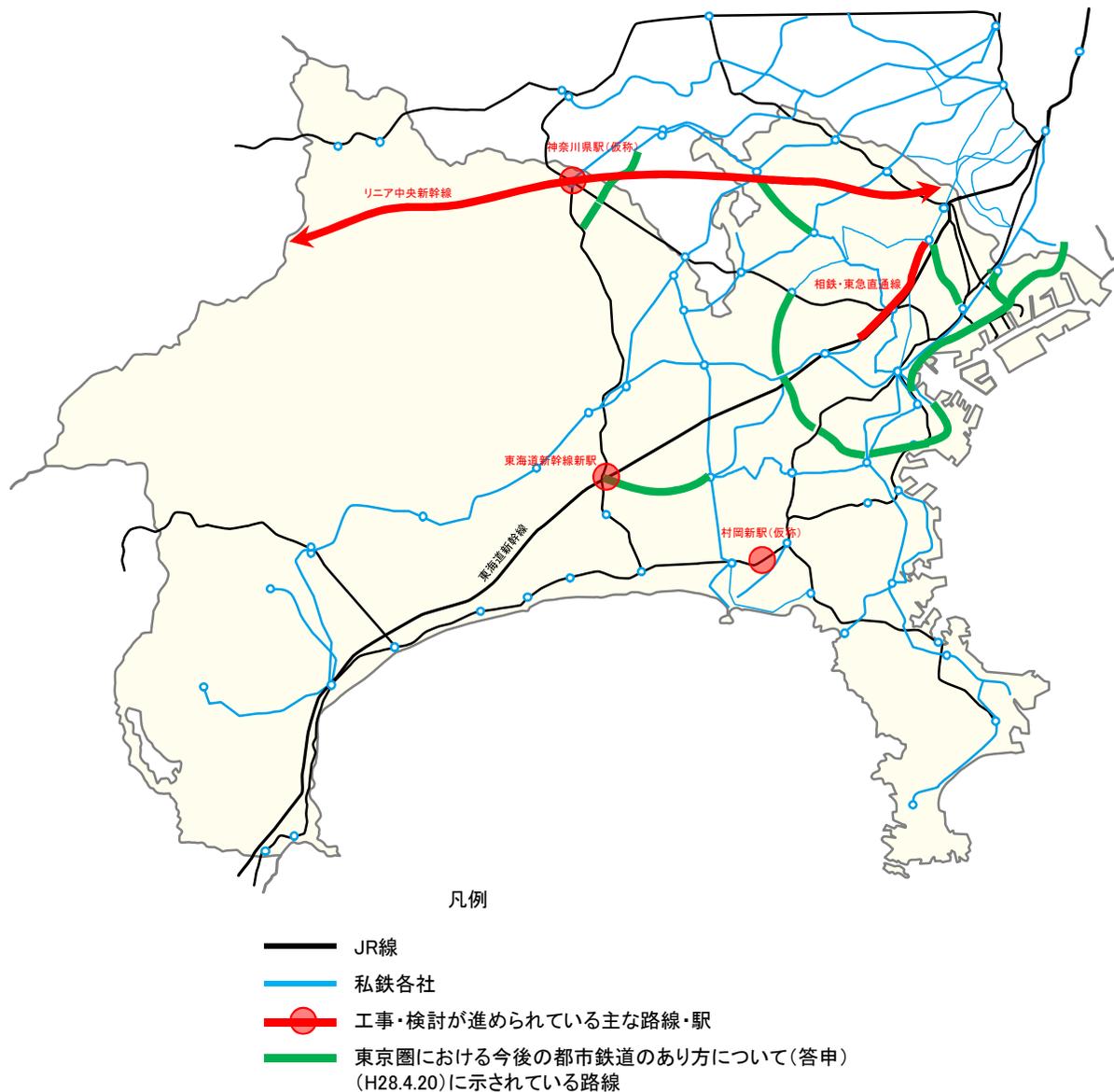


図4-4 平成30年東京都市圏※パーソントリップ調査結果

※東京都市圏・・・東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県及び茨城県南部

【総トリップ数と総人口の推移】

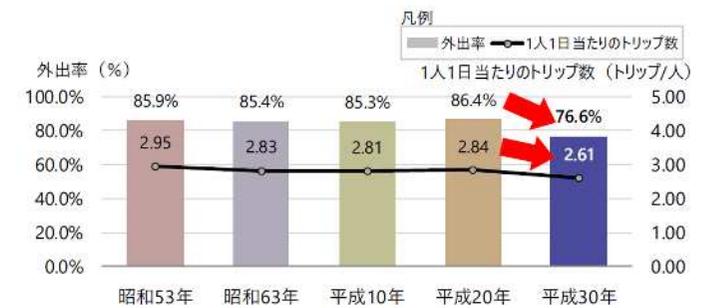
総トリップ数が調査開始以来、初めて減少



※総人口はパーソントリップ調査対象の5歳以上の人口

【外出率及び1人1日当たりのトリップ数の推移】

外出率と1人1日当たりのトリップ数は、調査開始以来で最低



出典:国土交通省関東地方整備局記者発表資料

II 線引き見直しに向けた現状と課題

5. 災害（1）

【現状】

- ・神奈川県における降水量については、横浜気象台の観測による年平均降水量には長期的な傾向は見られない。（図5-1）
- ・しかしながら、令和元年台風第19号では、箱根で日降水量922.5mm（全国歴代1位）など、県内各地で記録的な降水量を観測するとともに、多くの人的被害や住家被害等が発生した。（図5-2）
- ・全国の1時間降水量50mm以上の年間発生回数は増加しており、毎年のように大規模な自然災害が発生している。（図5-3）
- ・県では、各法令に基づき、土砂災害特別警戒区域、津波浸水想定区域図、洪水浸水想定区域図等の災害ハザードエリアの公表を進めている。（図5-4）
- ・令和2年度からは、流域全体のあらゆる関係者が協働して、流域全体で被害を軽減させる治水対策、「流域治水」の取組を進めている。（図5-5）
- ・令和2年6月に公布された都市再生特別措置法等の一部を改正する法律により、災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制等が行われている。（図5-6）
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、令和2年8月、国土交通省において「新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性（論点整理）」がとりまとめられている。（図5-7）

【課題】

- ・激甚化する災害に対応するため、厳格化が求められている災害ハザードエリアにおける土地利用
- ・あらゆる関係者が協働して流域全体で対応する「流域治水」の考え方を踏まえた土地利用と災害への取組み
- ・新型コロナウイルス感染症などを踏まえた都市づくり

図5-1 神奈川県における降水量の変化

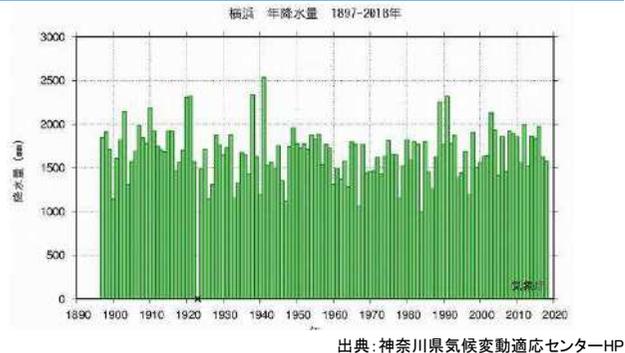


図5-2 令和元年台風第19号に関する県内の状況

【気象情報】

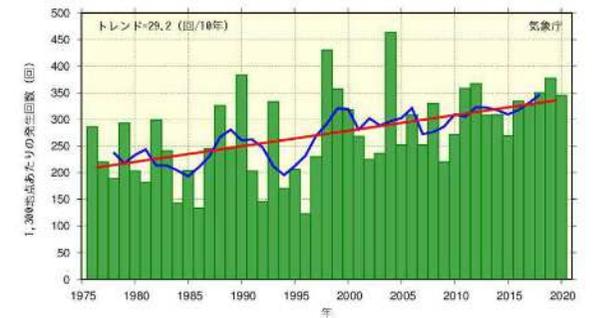
日降水量	箱根	922.5mm	全国歴代1位
1時間降水量	相模湖	68.5mm	歴代1位
最大瞬間風速	横浜	43.8m/s	歴代3位
最高潮位	小田原	172cm	歴代1位

出典：神奈川県気候変動適応センターHP

図5-3 全国における近年降水量と災害の状況

【全国(アメダス)1時間降水量50mm以上の年間発生回数】

最近10年間(2011~2020年)の平均年間発生回数(約334回)は、統計期間の最初の10年間(1976~1985年)の平均年間発生回数(約226回)と比べて約1.5倍に増加している。



【県内被害状況(令和2年4月10日時点)】

人的被害			住家被害					非住家被害		土砂災害		
死者	負傷者		全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	公共建物	その他	土石流	地すべり	がけ崩れ
	重症	軽傷										
9人	3人	35人	54棟	826棟	2,499棟	877棟	579棟	21棟	192棟	30件	3件	61件

出典：令和元年台風第19号等に係る被害状況（内閣府）

【川崎市における浸水被害の状況】



【相模原市における土砂災害の状況】



【平成30年7月豪雨(高梁川水系小田川)】



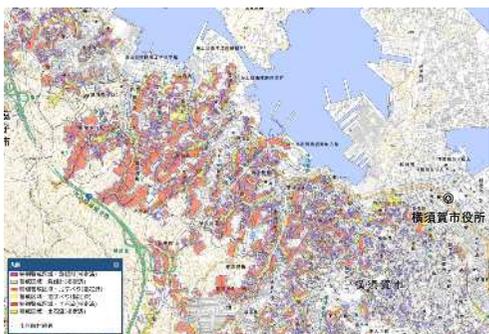
5. 災害（2）

図5-4 本県における災害ハザードエリアの指定状況

【災害ハザードエリアの指定状況(令和3年5月31日現在)】

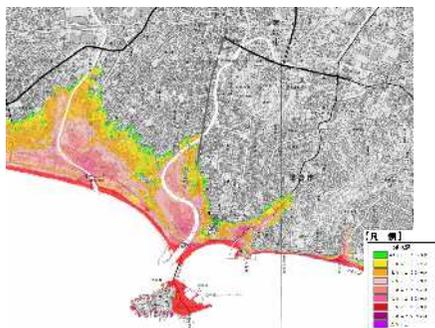
区域名	根拠法等	指定状況
土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止法	指定済(8,893箇所)
土砂災害警戒区域	土砂災害防止法	指定済(10,377箇所)
津波浸水想定	津波防災まちづくり法	公表済(沿岸15市町)
津波災害警戒区域	津波防災まちづくり法	一部指定済 (藤沢市、二宮町、小田原市、真鶴町、湯河原町)
洪水浸水想定区域	水防法	公表済(全26水系108河川)
家屋倒壊等氾濫想定区域	水防法意識社会再構築ビジョン	公表済(全26水系108河川)
高潮浸水想定区域図	水防法	公表済(東京湾、相模灘)

【土砂災害特別警戒区域(横須賀市)】



出典: 神奈川県土砂災害警戒情報システム

【津波浸水想定図(藤沢市・鎌倉市)】



【洪水浸水想定区域図(相模川)】

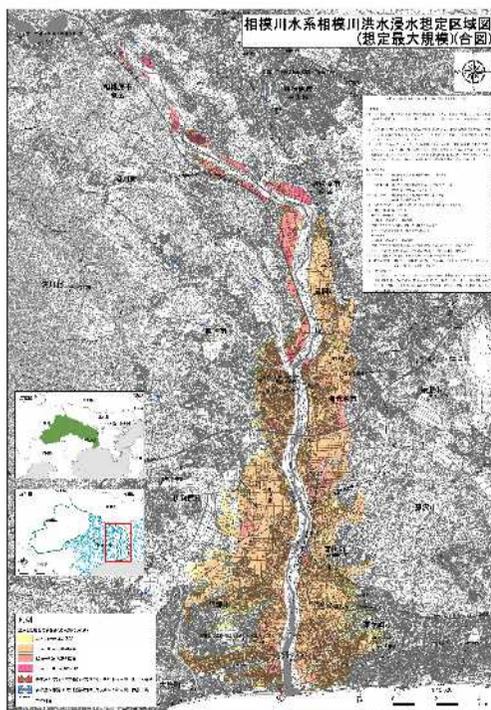


図5-5 本県における流域治水プロジェクトの取組状況

【流域治水の概要】



出典: 気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について 答申 概要資料

【流域治水プロジェクトの取組状況(令和3年5月31日現在)】

区分	水系名	主な協議会構成団体(予定を含む)	プロジェクト公表状況
一級水系	多摩川	国土交通省、東京都、神奈川県、31市区町村	令和3年3月30日公表
	鶴見川	国土交通省、東京都、神奈川県、4市	令和3年3月30日公表
	相模川	国土交通省、山梨県、神奈川県、24市町村	令和3年3月30日公表
二級水系	帷子川	神奈川県、横浜市	
	大岡川	神奈川県、横浜市	
	田越川	神奈川県、逗子市	
	境川	東京都、神奈川県、6市	
	引地川	神奈川県、6市	令和3年3月30日公表
	金目川	神奈川県、6市町	
	葛川	神奈川県、5市町	
	森戸川	神奈川県、3市町	
	酒匂川	神奈川県、7市町	
	山王川	神奈川県、小田原市	
早川	神奈川県、2市町		

5. 災害（3）

図5-6 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の概要

●都市再生特別措置法等の一部を改正する法律 (令和2年6月10日公布)

背景・必要性

- 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制、移転の促進、防災まちづくりの推進の観点から総合的な対策を講じることが喫緊の課題
- こうした取組に併せて、生産年齢人口の減少、社会経済の多様化に対応するため、まちなかにおいて多様な人々が集い、交流することのできる空間を形成し、都市の魅力を上昇させることが必要

⇒ **安全で魅力的なまちづくりの推進が必要**

国土強靱化基本計画、「経済財政運営と改革の基本方針2019」、「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」、「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」(閣議決定)において、居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりの推進、災害リスクの高いエリアの立地規制やエリア外への移転促進、スマートシティの推進、コンパクト・プラス・ネットワーク等を位置づけ

法案の概要

安全なまちづくり
【都市計画法、都市再生特別措置法】

災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制

- 開発許可制度の見直し**
-災害レッドゾーンでの開発について、自己業務用施設も原則禁止
- 市街化調整区域の浸水ハザードエリアにおける住宅等の開発を抑制
- 住宅等の開発に対する勧告・公表**
-立地適正化計画の居住誘導区域外における災害レッドゾーン内での住宅等の開発について勧告を行い、これに従わない場合は公表できるとする

災害ハザードエリアからの移転の促進

- 市町村による移転計画制度の創設**
-災害ハザードエリアからの円滑な移転を支援するための計画を作成
〔(予算)防災集団移転の戸数要件の緩和(10戸→5戸)など住宅、病院等の移転に対する支援〕

災害ハザードエリアを踏まえた防災まちづくり

- 立地適正化計画の居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外
- 立地適正化計画の居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める「防災指針」の作成
- ⇒ 避難路、防災公園等の避難地、避難施設等の整備や警戒避難体制の確保等

<災害レッドゾーン>
・災害危険区域(崖崩れ、出水等)
・土砂災害特別警戒区域
・地すべり防止区域
・急傾斜地崩壊危険区域

<災害イエローゾーン>
災害レッドゾーン以外の災害ハザードエリア(浸水ハザードエリア等)

魅力的なまちづくり
【都市再生特別措置法、都市計画法、建築基準法】

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出

都市再生整備計画に「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに取り組む区域を設定し、以下の取組を推進
*都市再生整備計画：市町村が作成するまちづくりのための計画



駅前中心の駅前広場

駅前のトランジットモール化、広場整備など歩行者空間の創出

- 「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出**
-官民一体で取り組むにぎわい空間の創出
例)公共による街路の広場化と民間によるオープンスペース提供
〔(予算)公共空間リノベーションへの交付金等による支援
(税制)公共空間を提供した民間事業者への固定資産税の軽減〕
- まちなかエリアにおける駐車場出入口規制等の導入
- まちなかを盛り上げるエリアマネジメントの推進**
-都市再生推進法人*のコーディネートによる道路・公園の占用手続の円滑化
*都市再生推進法人：NPO、まちづくり会社等の地域におけるまちづくり活動を行う法人(市町村が指定)
〔(予算)官民連携によるまちづくり計画の策定等を支援
(予算)都市再生推進法人への低利貸付による支援〕

居住エリアの環境向上

- 日常生活の利便性向上**
-立地適正化計画の居住誘導区域内において、住宅地で病院・店舗など日常生活に必要な施設の立地を促進する制度の創設
- 都市インフラの老朽化対策**
-都市計画施設の改修について、立地適正化計画の記載事項として位置づけ
⇒ 改修に要する費用について都市計画税の充当等

【目標・効果】

- 「防災指針」に基づく対策を強化し、安全なまちづくりを実現
(KPI) 防災指針の作成：約600件(全ての立地適正化計画作成自治体)
(2021年~2025年【2021年:100件 / 2025年:600件】)
- 多様な人々が集い、交流することのできる「居心地が良く歩きたくなる」まちなかを創出し、魅力的なまちづくりを実現
(KPI) 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに取り組む区域を設定した市町村数：2025年度までに100市町村以上

出典：国土交通省HP

図5-7 新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性（論点整理）

自治体・民間事業者等のまちづくりに取り組む皆様へ

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和2年8月31日
都市局まちづくり推進課

新型コロナがもたらす「ニューノーマル」に対応したまちづくりに向けて

国土交通省都市局では、様々な分野の有識者に個別ヒアリングを実施し、「新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性」（論点整理）をとりまとめましたので公表いたします。

- 令和2年6月~7月にかけて、新型コロナ危機を踏まえ、今後の都市のあり方にどのような変化が起こるのか、今後の都市政策はどうあるべきかについて検討するため、都市再生や都市交通、公園緑地や都市防災のほか、医療、働き方など、様々な分野の有識者の方々、合計61名に個別ヒアリングを実施しました。その他、地方公共団体、都市開発・公共交通・情報通信関係の事業者の方々にもヒアリングを実施しました。
- ヒアリングにおける有識者の方々のご意見を踏まえ、新型コロナ危機を契機として、今後の都市のあり方にどのような変化が起こり、今後の都市政策はどうあるべきかについて論点整理を行いましたので、自治体や民間事業者等のまちづくりに取り組む皆様が今後のまちづくりのあり方を検討される際に、お役立ていただければ幸いです。
- 国土交通省都市局では、今回整理した都市政策の方向性に向け、具体的な実現方策を検討するため、本年秋頃を目途に有識者からなる検討会を設置し、検討を深めていく予定です。

【ヒアリングを踏まえた新型コロナ危機を契機とした変化と今後の都市政策の方向性（要点）】

- 都市の持つ集積のメリットを活かして、国際競争力強化やコンパクトシティなどは引き続き進めつつ、「三つの密」の回避など「ニューノーマル」に対応したまちづくりが必要
- ・ 職住近接のニーズに対応したまちづくりの推進
- ・ まちづくりと一体となった総合的な交通戦略の推進
- ・ 緑やオープンスペースの柔軟な活用
- ・ リアルタイムデータ等の活用による、過密を避けるような人の行動の誘導 等

【参考】「新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性」ホームページ
<https://www.mlit.go.jp/toshi/machi/covid-19.html>

出典：国土交通省HP

6. 県と市町の役割

【現状】

- 地方分権一括法による都市計画法の改正により都市計画に関する権限移譲が進められ、指定都市に、「都市計画区域マスタープラン」の決定権限が移譲されるなど県と同等の権限が移譲された。基礎自治体である市町にも権限が大幅に拡大され、県には、広域的な調整としての役割が求められている。(図6-1)
- 平成26年8月の都市再生特別措置法改正により、住宅及び医療、福祉、商業などの施設の立地を一定の区域に誘導するため市町による立地適正化計画を定めることができることとなる。県内では令和3年4月時点で9団体が策定公表済である。(図6-2)
- 令和2年9月の都市再生特別措置法改正により、頻発・激甚化する自然災害に対応するため、立地適正化計画の記載事項として「防災指針」を追加した。県内では令和3年4月時点で1団体が策定公表済である。(図6-2)

【課題】

- 市町による立地適正化計画の策定を踏まえた集約型都市構造の更なる実現
- 市町が立地適正化計画で都市機能や居住を誘導する区域や防災指針を示し始めている一方で策定に向けた動きがない市町も存在
- 市町による立地適正化計画の策定などにより市町が主体となった集約型都市構造の実現が進む中でも、防災などの観点から県域や都市圏域を超えた広域的な視点での取組みが必要

図6-2 立地適正化計画の概要

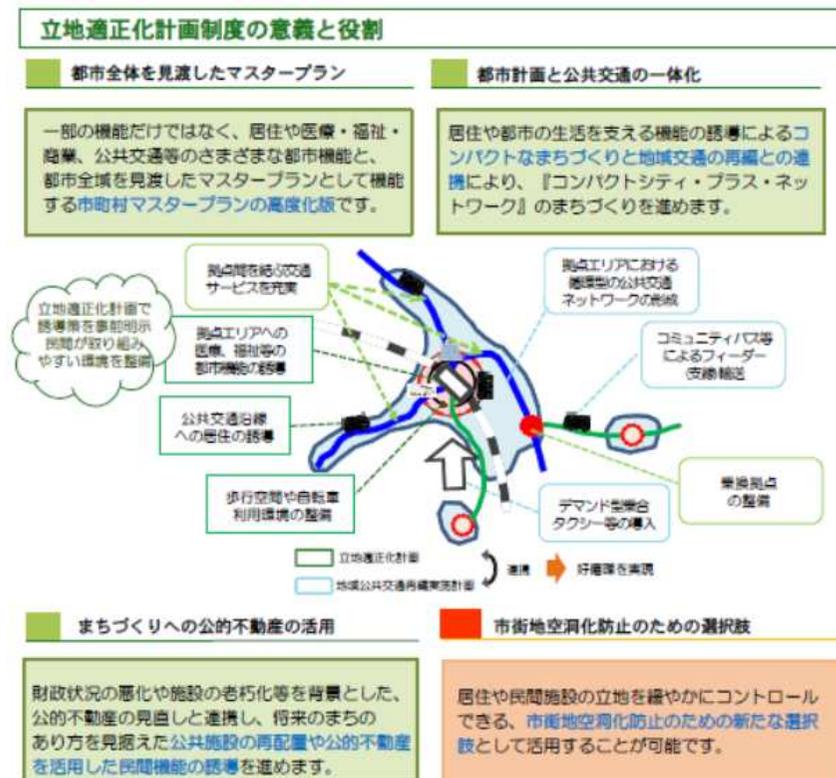
○平成26年8月 都市再生特別措置法改正
「立地適正化計画」とは都市再生特別措置法第81条の規定に基づき、市町村が作成することができる住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画のこと。
同法第82条の規定により、公表されたときは この計画の基本的な方針が市町村マスタープランの一部とみなされる。
立地適正化計画には、生活サービスやコミュニティが持続するよう、居住を誘導する「居住誘導区域」と居住する人々の利便性が向上するよう、福祉、医療、商業等の都市の機能となる施設を誘導する「都市機能誘導区域」を定めることとされている。

○令和2年9月 都市再生特別措置法改正
頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制、移転の促進、防災まちづくりの推進の観点から総合的な対策を講じることが喫緊の課題となっている。
この課題に対応するため、災害ハザードエリアを踏まえた防災まちづくりとして、「立地適正化計画の居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外」及び「立地適正化計画の記載事項として「防災指針」を追加し、市町村は居住誘導区域内等で行う防災対策・安全確保等」を定めることとした。

図6-1 都市計画制度の動き

時期	主な動き	都市計画制度見直しの内容
1999 (平成11)年	地方分権一括法の制定	■用途地域の指定など都市計画決定権限の県から政令指定都市への移譲 ■県から一定規模の市への事務移譲が可能
2000 (平成12)年	都市計画法の抜本改正	■県の判断による線引き制度の選択制の導入(ただし、本県を含む三大都市圏は義務付け)
2002 (平成14)年	都市計画法改正	■土地所有者等による都市計画提案制度の創設
2011 (平成23)年	第1次一括法*	■国の利害に重大な関係がある都市計画を除き、都道府県が都市計画決定する際の国土交通大臣との同意を要する協議の廃止 ■市の都市計画決定に係る都道府県との同意を要する協議についての同意の廃止
2011 (平成23)年	第2次一括法*	■政令指定都市へ移譲 ・区域区分、都市再開発方針、高速自動車国道及び一般国道等 ■すべての市町村へ移譲 ・用途地域、10ha以上の風致地区及び4車線以上の市町村道等
2013 (平成25)年	第3次一括法*	■都道府県及び市町村が都市計画決定した際の図書の写しの送付について、国土交通大臣への送付の廃止
2014 (平成26)年	第4次一括法*	■指定都市へ移譲 ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)に関する都市計画
2015 (平成27)年	第5次一括法*	■区域区分に関する都市計画決定に係る農林水産大臣協議の対象範囲の見直し
2016 (平成28)年	第6次一括法*	-
2017 (平成29)年	第7次一括法*	-
2018 (平成30)年	第8次一括法*	-
2019 (令和元)年	第9次一括法*	-
2020 (令和2)年	第10次一括法*	■町村による都市計画の決定に係る協議における都道府県同意の廃止

出典:図説かながわのまち解体新書



出典:国土交通省HP